

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成30年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,285事業所

② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から262事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員 初任給関係523人（行政職に相当する調査実人員482人）、初任給関係以外の調査職種11,499人（行政職に相当する調査実人員10,130人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、89,328人であり、行政職に相当するものは、64,330人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	220 事業所	96 事業所	88 事業所	36 事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	10	3	5	2
製 造 業	117	56	45	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	32	13	12	7
卸 売 業 ， 小 売 業	8	3	4	1
金 融 業 ， 保 險 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	7	3	4	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	46	18	18	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所，調査不能の事業所が39所あった。
- 2 調査対象事業所262所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた259所に占める調査完了事業所220所の割合（調査完了率）は，84.9%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	200,533 円	203,560 円	197,715 円	191,250 円
	短 大 卒	175,152	176,741	170,042	—
	高 校 卒	165,700	168,055	164,886	158,314
新卒事務員	大 学 卒	193,958	199,791	188,734	167,500
	短 大 卒	168,024	166,725	174,500	—
	高 校 卒	162,263	168,832	158,003	152,640
新卒技術者	大 学 卒	209,225	209,181	208,201	215,000
	短 大 卒	180,386	185,354	168,148	—
	高 校 卒	169,426	167,243	171,308	172,500

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程，博士課程の修了者は含まない。

第15表 行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較

試 験 区 分	初 任 給 月 額	民 間 初 任 給 と の 差	(参 考) 民 間 初 任 給
大 学 卒 業 程 度	196,948 円	△ 3,585 円 (△ 1.8%)	200,533 円
短 大 卒 業 程 度	175,642	490 (0.3%)	175,152
高 校 卒 業 程 度	160,590	△ 5,110 (△ 3.2%)	165,700

(注) 1 行政職給料表適用者の初任給月額は、初任給基準となる級号給の給料月額に県内地域を支給区分とした地域手当額を加算したものの。

2 民間初任給は、大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を，短大卒業程度については短大卒の新卒事務員・技術者を，高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を，それぞれ対応させている。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10 ^人	50.5 ^歳	675,019 ^円	8,739 ^円	666,280 ^円
	工 場 長	27	53.8	780,069	6,757	773,312
	事 務 部 長	314	52.6	683,049	1,889	681,160
	技 術 部 長	465	52.9	862,828	2,351	860,477
	事 務 部 次 長	247	52.5	648,744	1,843	646,901
	技 術 部 次 長	196	50.0	633,634	8,652	624,982
	事 務 課 長	509	49.9	561,139	25,691	535,448
	技 術 課 長	910	47.1	566,123	31,511	534,612
	事 務 課 長 代 理	238	47.2	506,209	50,220	455,989
	技 術 課 長 代 理	227	43.7	535,245	89,635	445,610
	事 務 係 長	584	45.8	429,754	56,284	373,470
	技 術 係 長	630	47.2	469,315	88,421	380,894
	事 務 主 任	483	42.5	407,172	57,650	349,522
	技 術 主 任	679	44.8	547,127	89,749	457,378
事 務 係 員	2,308	38.4	313,533	39,041	274,492	
技 術 係 員	2,303	36.8	360,878	56,036	304,842	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
 (以下本表2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表2 企業規模500人以上，本表3 企業規模100人以上500人未満及び本表4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち，課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において，職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	50.4	716,163	12,024	704,139
	工 場 長	18	55.0	804,077	10,212	793,865
	事 務 部 長	215	53.5	723,513	1,158	722,355
	技 術 部 長	423	53.0	883,676	2,535	881,141
	事 務 部 次 長	219	52.7	662,388	1,956	660,432
	技 術 部 次 長	192	50.0	633,330	8,720	624,610
	事 務 課 長	382	49.7	592,610	30,884	561,726
	技 術 課 長	764	47.0	578,678	33,592	545,086
	事 務 課 長 代 理	165	47.1	532,759	55,615	477,144
	技 術 課 長 代 理	194	43.3	548,587	92,872	455,715
	事 務 係 長	333	46.5	451,528	61,587	389,941
	技 術 係 長	431	47.8	492,160	99,663	392,497
	事 務 主 任	292	43.5	461,495	67,417	394,078
	技 術 主 任	472	45.3	603,129	100,061	503,068
	事 務 係 員	1,295	39.3	333,913	44,162	289,751
	技 術 係 員	1,607	37.1	373,377	59,318	314,059

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 9 級</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級, 4 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級, 4 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	50.8	565,565	0	565,565
	工 場 長	9	52.1	747,788	2,112	745,676
	事 務 部 長	89	50.2	612,570	1,023	611,547
	技 術 部 長	38	50.7	602,326	0	602,326
	事 務 部 次 長	24	49.4	516,047	1,074	514,973
	技 術 部 次 長	4	46.3	672,478	0	672,478
	事 務 課 長	111	50.9	470,539	8,587	461,952
	技 術 課 長	130	48.4	470,087	16,883	453,204
	事 務 課 長 代 理	70	47.5	422,085	29,433	392,652
	技 術 課 長 代 理	32	46.2	437,189	64,749	372,440
	事 務 係 長	206	44.2	405,163	49,947	355,216
	技 術 係 長	181	45.4	400,874	54,945	345,929
	事 務 主 任	159	41.0	341,213	45,788	295,425
	技 術 主 任	179	43.7	387,597	63,480	324,117
	事 務 係 員	858	37.2	290,458	32,108	258,350
	技 術 係 員	648	35.6	319,191	45,345	273,846

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 部 長	10	53.7	533,223	18,681	514,542
	技 術 部 長	4	54.5	552,725	0	552,725
	事 務 部 次 長	4	54.3	609,528	0	609,528
	技 術 部 次 長	—	—	—	—	—
	事 務 課 長	16	47.6	393,580	9,156	384,424
	技 術 課 長	16	45.3	431,779	0	431,779
	事 務 課 長 代 理	3	42.8	382,406	90,197	292,209
	技 術 課 長 代 理	1	X	X	X	X
	事 務 係 長	45	46.8	374,209	43,983	330,226
	技 術 係 長	18	47.4	402,350	53,768	348,582
	事 務 主 任	32	41.8	303,079	38,945	264,134
	技 術 主 任	28	41.0	349,460	33,308	316,152
	事 務 係 員	155	36.8	256,199	30,320	225,879
技 術 係 員	48	38.7	280,956	30,868	250,088	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 6 級, 7 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	2人	58.0歳	1,265,619円	0円	1,265,619円
	研究部（課）長	122	52.9	682,589	3,850	678,739
	研究室（係）長	53	51.1	576,327	2,387	573,940
	主任 研 究 員	213	45.0	589,221	87,774	501,447
	研 究 員	208	37.2	496,776	106,747	390,029
	研 究 補 助 員	32	37.8	335,909	63,687	272,222
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	67.0	1,754,320	0	1,754,320
	副 院 長	2	55.5	1,658,868	0	1,658,868
	医 科 長	17	47.0	1,386,257	184,615	1,201,642
	医 師	25	42.4	1,350,675	166,206	1,184,469
	歯 科 医 師	2	49.0	517,000	0	517,000
	薬 局 長	5	48.1	513,126	600	512,526
	薬 剤 師	19	40.4	398,708	27,099	371,609
	診療放射線技師	25	39.4	406,280	41,688	364,592
	臨床検査技師	27	45.6	402,388	30,554	371,834
	栄 養 士	20	36.8	286,701	19,053	267,648
	理学療法士	50	31.8	311,261	26,337	284,924
	作業療法士	43	31.0	323,653	29,713	293,940
	総 看 護 師 長	5	56.7	463,865	5,096	458,769
	看 護 師 長	45	50.0	417,185	9,686	407,499
看 護 師	132	38.2	350,827	13,929	336,898	
准 看 護 師	101	47.7	307,096	22,788	284,308	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	6	61.8	758,987	1,203	757,784
	大 学 教 授	45	57.4	640,366	968	639,398
	大 学 准 教 授	29	46.2	535,832	9,381	526,451
	大 学 講 師	22	40.9	421,964	3,817	418,147
	大 学 助 教	27	36.9	406,238	14,152	392,086
	高等学校校長	—	—	—	—	—
	高等学校教頭	5	57.5	656,142	0	656,142
高等学校教諭	46	42.6	480,087	7,609	472,478	

備	考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長	
構成員3人以上の室（係）の長	
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師1人以上	
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上	
部下に看護師又は准看護師5人以上	

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	3 ^人	61.8 ^歳	711,824 ^円	4,640 ^円	707,184 ^円
	60歳男性	1	—	X	X	X
	事務・技術部長	22	62.6	559,681	1,669	558,012
	60歳男性	7	—	599,804	0	599,804
	事務・技術部次長	8	61.9	471,856	0	471,856
	60歳男性	1	—	X	X	X
	事務・技術課長	16	61.6	397,411	3,895	393,516
	60歳男性	8	—	461,130	0	461,130
	事務・技術課長代理	1	X	X	X	X
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術係長	55	62.3	294,563	19,811	274,752
	60歳男性	14	—	322,351	36,747	285,604
	事務・技術主任	2	62.5	232,550	0	232,550
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術係員	516	62.5	275,488	15,869	259,619
	60歳男性	95	—	297,393	15,341	282,052

備

考

その1の1企業規模計の備考欄参照

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計	% 95.9	% 43.2	% 81.3	% 41.2	% 4.1
	500人以上	96.0	46.9	83.8	46.0	4.0
	100人以上 500人未満	97.5	40.7	76.1	39.2	2.5
	50人以上 100人未満	91.7	39.4	87.9	33.3	8.3
課長級	規 模 計	87.2	38.7	83.6	41.0	12.8
	500人以上	82.0	38.7	90.0	45.7	18.0
	100人以上 500人未満	92.1	39.2	76.0	36.6	7.9
	50人以上 100人未満	88.9	37.5	87.5	40.6	11.1

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある				
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
87.7%	(94.4%)	[15.4%]	[14.2%]	[70.4%]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,961円
配偶者と子1人	20,011円
配偶者と子2人	25,975円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、平成30年度の扶養手当支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	61.0%
支給しない	39.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	27,000円以上28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	55.7%	44.3%	50.4%	49.6%	49.2%	50.8%
500人以上	60.6	39.4	54.2	45.8	53.5	46.5
100人以上 500人未満	60.0	40.0	56.6	43.4	55.4	44.6
50人以上 100人未満	67.5	32.5	56.0	44.0	68.9	31.1